「財務省女性職員活躍とワークライフバランス推進のための取組計画」の概要

- あらゆる職員が最大限に能力を発揮できる職場環境を整備し、ワークライフバランスを確保する。
- 女性活躍を推進するため、女性の採用・登用の拡大、計画的育成等を継続・拡充する。 これを実現するため、令和3年3月に令和3年度から7年度末までを対象期間として財務省の取組計画を策定。

ワークライフバランスの推進のための働き方改革

- 〇業務効率化・デジタル化の推進
 - ▶ 業務の廃止を含めた業務見直し・効率化
 - ▶ テレワークの推進等
- ○勤務時間管理のシステム化と勤務時間管理の徹底
 - ▶ 勤務時間管理システムの導入 等

【超過勤務時間数の目標】

管理的地位にある職員以外の職員一人当たりの年間の超過勤務時間数について、 国会情勢、その他の事情による業務の増減等を踏まえ、前年を下回ることを目指す。

- ○マネジメント改革
- ▶ 管理職のマネジメント向上、職場環境調査等の実施等
- 〇仕事と生活の両立支援
 - > 男性の育児への参画促進
 - ▶ フレックスタイム制の活用による働く時間の柔軟化等

【今和7年までの日煙】

本本の 大田 大田 大田 大田 大田 大田 大田 大	
男性の育児への参画促進に係る取組	目標
男性職員の育児休業取得率(1週間以上)	85%以上
男性職員の配偶者出産休暇及び育児参加休暇	全ての男性職員が合計5日以上を取得

女性の活躍推進のための改革

- ○多様な媒体を活用した広報活動等による女性職員 の採用拡大
- 〇女性職員のキャリア形成支援を含めた計画的育成

【令和3~7年度の採用目標】

政府全体の目標(女性割合35%以上)に留意し た女性採用

【令和7年度末までの登用目標】

各役職段階に占める女性の割合	目標
本省課室長相当職	10%
地方機関課長•本省課長補佐相当職	17%
係長相当職(本省)	30%
うち新たに昇任した者	35%

(別添) 【重点項目】 財務省のこれまでの取組の分析・評価を踏まえて、特に優先的に取り組むべきものとして、 (1) 人材育成 (2) 働き方改革・業務効率化 の2点を重点項目として取り組む。

計画の推進体制

- ○事務次官、各部局長からなる推進委員会を設置
- ○国税庁に長官等からなる推進委員会分科会を設置
- 〇本省・国税庁及び地方支分部局ごとに推進担当者を設置

計画のフォローアップ及び情報の公表

○毎年度1回フォローアップを実施し公表 ○職員からの意見を取り入れた計画の見直し

〇毎年度1回女性職員の活躍状況を公表